

すざか 農業委員会だより



神奈川県三浦市(姉妹都市)で
農産物直売！好評につき完売！！

10月30日、須坂市農業委員会農業後継者対策部会で、姉妹都市・神奈川県三浦市の「三崎港町まつり」に参加し、恒例の農産物の直売を行いました。

三浦市三崎水産物地方卸売市場での開催は今年で最後になるため、昨年の900kgより多くの農産物を(リンゴ、ブドウ、お米)須坂から持ち込んで販売しました。当日は、朝からあいにくの小雨模様でしたが、午前8時の販売時間の1時間前からお客様が並び始め、開始時間には約200人の行列ができる盛況ぶりです。午後2時のまつり終了時間を待たず、午前11時過ぎに完売となりました。

シナノゴールド、シナノスイート、シャインマスカットが人気ですが、シナノホッペやナガノパールも僅かですが販売し大変好評でした。

須坂産の農産物を待ち焦がれる多くのファンの皆様販売中、人気の高さを改めて実感しました。

農業後継者対策部会長の神林成子委員は「シャインマスカットを一粒食べて『ワー！すごくおいしい！』その声が耳に残っています。ぜひ機会があったら出かけて、信州須坂の農産物を食べて欲しいと思います。」と感想を話しました。



- 須坂市農業委員・農地利用最適化推進委員定数条例制定
- 認定農業者について
- 経営体育成支援事業について
- 農地パトロール・農地利用意向調査について
- 農地の下限面積制度
- 新規就農者紹介

**農業委員・農地利用
最適化推進委員の
定数条例が
制定されました**

平成28年9月須坂市議会議定例会において、農業委員定数14人、農地利用最適化推進委員定数7人とする条例が可決されました。

現在の農業委員の任期は平成29年7月までですので、以後の農業委員・農地利用最適化推進委員から新しい定数が適用されます。

農業委員は、農業者等の推薦・募集の結果を尊重して、市長が議会の同意を得て任命します。

農地利用最適化委員は、農業者等の推薦・募集の結果を尊重して、定められた区域ごとに農業委員会が委嘱します。

また、農業委員は原則として認定農業者が過半数を占めることとなりました。

～*認定農業者になりましょう*～

認定農業者とは・・・

農業で頑張っていく方が、自分の経営改善計画をたて、これを市が認定し「農業のスペシャリスト」として農業経営の発展を目指すものです。認定農業者には各種支援措置があります。



認定を受ける手続き

認定を受けようとする方は、5年後を見通して、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、それをどのような方法で実現させていくのかを見据えて改善計画を作り、市農林課に提出します。提出された計画書は、市農林課・長野農業改良普及センター・JAによる審査の後、市長が認定します。

○認定農業者のメリット

資金の融資 【取扱窓口 JA等の金融機関】

◆認定農業者のための有利な制度資金

資金名	農業経営改善促進資金 (スーパーS)	農業経営基盤強化資金 (スーパーL)	農業近代化資金
資金用途	種苗代、肥料・飼料代等の短期運転資金	農地取得、機械・施設整備、負債整理等	農業施設、機械の取得及び改良等長期運転資金
貸付限度額	個人 5百万円 法人 2千万円	個人 3億円 法人 10億円	個人 1千8百万円 法人 3千6百万円
償還期間	1年以内(更新可能)	25年以内(据置10年以内)	15年以内(据置5年以内)

◎スーパーL資金の金利負担軽減措置

人・農地プランへ位置づけられた認定農業者には、貸付当初5年間金利負担軽減(実質無利子)。

◎無担保・無保証によるクイック融資

500万円以下の資金を、無担保・無保証、最短1週間で融資の可否を判断する制度

対象者	認定農業者及び農業近代化資金の貸付対象となる集落営農組織 ※スコアリング手法(企業経営診断手法)により経営実績が一定格付け以上と判断された者
対象資金	スーパーL資金(安定化長期資金を除く資金)、農業近代化資金

○詳しくはJA、日本政策金融公庫などの融資機関に御相談ください。

○資金の借入れには、申し込みから融資まで数ヶ月かかる場合がありますので、希望される方は早めにJA等の金融機関融資担当者にご相談ください。

問合せ 農林課 ☎026-248-9004

～～～ 農業者年金で生涯所得の確保を! ～～～

○あなたの老後生活への備えは十分ですか?

農業者年金へは国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

○税制面で大きな優遇措置があります!

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

問合せ 農業委員会事務局(☎026-248-9015)

JAながの須坂支所総務課(☎026-245-1300)



経営体育成支援事業に

応募しましょーう！

この事業は、人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が、農業経営の発展・改善を目的として、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を取得する場合に、取得経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成する国の事業です。

されます。また、事業内容は今後変更される可能性があります。

助成対象となる事業内容
(1) 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、造成、復旧若しくは取得。

※残存耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの（中古農業用機械である場合には2年以上）。原則として、パソコン・運搬用トラック・倉庫等農

業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。

来年度の事業要望について、下記のとおり募集を行いますので、要望のある方は、お問い合わせください。国においてポイント化による点数の高い順により採択

1 経営体当たり300万円
ただし、取得後に資格要件が欠けた場合、返還になる場合があります。

農地パトロールを実施しました！

利用意向調査にご協力を！

耕作または保全管理がなされていない遊休農地や、無許可で農地以外に使用している農地があるかなどを確認するため、8月から9月にかけて、農地の利用状況調査（農地パトロール）を全市域で実施しました。遊休農地と確認された場

合は、農地法の規定に基づき「自ら耕作または保全管理するか」「農地中間管理事業を利用して誰かに貸し付けるか」など、所有者の方今後の農地の利用意向を確認するための「利用意向調査」を行っています。「回答期限までに利用意

農地法等の改良、造成又は復旧。
(3) 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
(4) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

取得に要する経費の3/10以内です。

上限額
1 経営体当たり300万円
ただし、取得後に資格要件が欠けた場合、返還になる場合があります。

申し込み・問合せ 農林課
☎ 026-1248-9004

向調査の回答がない」「表明した意向どおりに農地を利用していない」などの場合は、農地中間管理機構（県農業開発公社）の協議を勧告することとなります。勧告の対象となった農地については、固定資産税が増額（1.8倍）となる場合がありますので、ご注意ください。

農地を所有されている方は、耕作または適切な保全管理を引き続きお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法の利用権の設定等の取扱いについて見直しました

農地の権利移転について、申請書類のほかに営農の実績等を考慮し所有権移転の審査を行っていましたが、新規就農等促進の観点から、今後は申請書類と営農計画書等により審査を行うこととしました。

問合せ 農林課
☎ 026-1248-9004
(直通)



農地法第3条の下下面積を定めました！

転居、転入（移住定住）、就農を図るため、次の要件に該当する農地については、下下面積を1アールとします。

(農地法施行規則 第17条第2項関係)

- ① 所有宅地に隣接する1アール以上10アール未満の農地（準ずる農地を含む）
- ② 遊休農地又は遊休化の恐れのある農地
- ③ 集団的な農地利用、農作業の共同化等に支障のない農地

手続きの流れ

所有者からの申し出
(申請)

← 農業委員が現地調査

← 農業委員会総会で適否を決定し、適の場合は告示（その農地1筆を一つの区域として随時設定）

問合せ 農業委員会事務局
☎ 026-1248-9015
(直通)



「人・農地プラン」に位置づけられた

当市の新規就農者を紹介します

愛知県出身で、平成26年に須坂市へ移住し、2年間里親研修を経て、今年から就農することができました。これまで、農業の経験が少ない私に親身になってご



鈴木 洋二さん(40) (南小河原町)

指導いただいた里親さんをはじめ、地域のみなさんやJAの方には大変お世話になりました。須坂で就農を目指したきっかけですが、20代のころ日本全国を旅する中で、農業のアルバイトを経験し農業に興味を持ったことからです。そして、さまざまな農業を調べていく中で、フルー

現在は、研修中に教えて頂いたワイン用のブドウと生食用のブドウ両方を栽培しています。夫婦二人で毎日、右往左往しながら栽培しております。当たり前かもしれないませんが、気候が違ったり、生育状況が違ったりするので、奥が深いと感じています。経験が浅いので、昨年と違ったことが起こると動揺してしまう場面もあります。須坂市には模範となる農家さんが、数多くいらっしゃ

いますので、技術を見習い、一日でも早く、一人前になりたいと思っています。また、県外出身者にとっ

法改正で専業農家も加入できるようになりました!

頑張ってくれる 従業員のために...



そんな社長さんの思いを、 国の退職金制度「中退共」がサポートします。

- 掛金を助成 ● 全額非課税 ● カンタン管理

家族従業員の加入もOK!

事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できます。

*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共] [検索]

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211 須坂商工会議所 TEL (026)245-0031

県内の4農業共済組合 来春合併!

長野県内の4地域の農業共済組合(東信、南信、中信、北信農業共済組合)はこの秋、各組合で臨時総代会を開催し、来年4月1日合併することを承認しました。

農業情勢が大きく変化する中、農業災害対策の基幹的な制度であるNOSA I制度を将来にわたり安定的に運営するため、国の指導に基づき、より一層合理的で効率的な事業運営体制を目指して進めてきたものです。

10月11日に4組合及び県連合会による合併予備契約の調印を行い、北信地域を管内とする北信農業共済組合は11月1日に臨時総代会を開催し合併議案が承認されました。

合併後の新組合の名称は「長野県農業共済組合(NOSA I長野)」となり組合員数は約12万3000人で全国一(2014年度実績)となります。



情報・研修委員会(編集委員)

- 委員長 坂田 雅幸
- 委員 田中 郁男
- 委員 春原 忠夫
- 委員 中澤 利彦
- 委員 林 秀樹

今年も余すところ僅かとなりました。日本農業は先行き不透明なことから農家の心配はなかなか払拭できません。去る9月1日、北信地域の5農協が合併、JAながのが発足しました。農協法第1条で謳われている「農業者の経済的社会的地位向上を図る」という理念に基づき力強く事業展開されることを切に願うものであります。

編集後記

「全国農業新聞」を購読してみませんか! 全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙です。 みなさんの購読の申し込みをお待ちしております。 (月4回金曜日発行 B3版10/14頁建 購読料・月700円(送料、税込込み) (購読希望者は、農業委員または農業委員会事務局までご連絡ください)